

平成28年4月1日

特任審査員・全国審査員等選考委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、全麵協素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第10条に定める審査員選考委員会の構成及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)よる段位認定者は9千人を超えるまでに拡大発展している。また、高段位(四段位、五段位)認定会を受験希望する者が増加しており、段位認定会はより公平、公正かつ精度の高い審査を行う必要があり、審査技術の高度化が求められている。このため、特任審査員、全国審査員及び地方審査員は真に適任者を選考し、委嘱又は任用することが必須となり基本要綱第10条に審査員選考委員会(以下「選考委員会」という)の設置が規定された。この選考委員会において特任審査員、全国審査員及び地方審査員について慎重かつ厳正に選考することとした。

(選考委員会の構成)

第3条 選考委員会の構成は次のとおりとする。

| | |
|------|----------------|
| 委員長 | 段位認定部会長(理事) |
| 副委員長 | 段位認定部会副部会長(理事) |
| 委員 | 総務広報部会長(理事) |
| 同 | 地域振興部会長(理事) |
| 同 | 支部長代表(1名)(理事) |
| 同 | 全麵協事務局長(理事) |
| 同 | 委員長が指名した者(2名) |

(審査員選考手順)

第4条 審査員の選考手順は、次のとおりとする。

(1) 特任審査員

- ・各支部から上申を受け、段位認定部会が適格性等を調査し選考委員会に諮り選考する。
- ・段位認定部会が適任者を選定して、選考委員会に推挙し選考する。

(2) 全国審査員

段位認定部会が五段位認定者で認定後3年以上経過している者の中から、適任であると認められる者を選定して選考委員会に推挙し選考する。

(3) 地方審査員

四段位以上に認定され、地方審査員任用講習会の受講を修了している者について、段位認定部会において書類審査を実施し、適任であると認められる者を選考委員会に上申し、同委員会の承認を得て理事会に諮り任用する。

(選考基準)

第5条 審査員の選考基準は実施要綱第11条で定める選考基準のほか、次のとおりとする。

(1) 特任審査員

- ア 手打ちそばに関する幅広い知識を有し、豊富な経験と高度な技術を保有する人であること
- イ 全麵協素人そば打ち段位認定制度について良く理解しており、この趣旨に賛同いただける人であること
- ウ 全麵協素人そば打ち段位認定制度による段位認定会の審査員として、積極的に協力が得られる人であること
- エ 全国審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行い受験者等から信頼が得られる審査が実施できる人であること

(2) 全国審査員

- ア 全麵協五段位に認定されてから3年以上経過している者で、手打ちそばに関して幅広い知識と高度な技術を保有していること
- イ 全麵協素人そば打ち段位認定制度についてその趣旨を良く理解し、かつその普及活動に積極的に貢献していること
- ウ 全麵協素人そば打ち段位認定制度による段位認定会の審査員として、無償でも積極的に審査に参加できること
- エ 特別審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行い、誰からも信頼が得られる審査が実施でき、プロからも敬意を払われる人格を有していること

(3) 地方審査員

- ア 全麵協四段位(三段位に認定され既に地方審査員として任用されている者を含む)に認定され、地方審査員任用講習会の受講を修了していること
- イ 全麵協素人そば打ち段位認定制度について、その趣旨を良く理解していること
- ウ 全麵協素人そば打ち段位認定制度による段位認定会の審査員として、無償でも積極的に審査に参加できること
- エ 地方審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行うことができる高潔な人格を有し、誰からも信頼されていること
- オ 地域におけるリーダーとして全麵協の各種事業等に積極的に貢献し、かつそばの普及活動等に真剣に取り組んでいること
- カ 地方審査員として任用されてから3年が経過している者は、更新手続きを終了していること

(審査員としての委嘱、任用)

第6条 審査員の委嘱又は任用は、選考委員会の選考結果を全麵協理事会に諮り、理事会の審議結果により決定するものとする。

付則

1. この規程は、平成24年7月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年6月17日から施行する。(第3条(選考委員会の構成)改正)
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。